

藤沢市スポーツ広場条例の一部改正について
藤沢市スポーツ広場条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市スポーツ広場条例の一部を改正する条例
藤沢市スポーツ広場条例（平成22年藤沢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「振興」を「推進」に改める。

第2条の表に次のように加える。

藤沢市天神スポーツ広場	藤沢市天神町二丁目6番地1
-------------	---------------

別表に次のように加える。

藤沢市天神スポーツ広場	野球場	一般	2時間	1,200円
		中学生以下	2時間	600円

附 則

- この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 改正後の別表に規定する藤沢市天神スポーツ広場の施設の使用に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

この条例を提出したのは、天神スポーツ広場野球場の供用を開始する必要による。